

近世後期摂津国における溜池の造成

-島下郡松沢池を中心に-

高橋 伸拓

1. はじめに

溜池は、明治40年(1907年)の全国統計によると灌漑用水源のなかで河川に次いで第2位で20.9パーセントであった。大阪府では46.5パーセントが溜池で主要な用水源であった(喜多村1950)。茨木市域でも多数の溜池がみられ、中でも下穂積の松沢池は市内最大の溜池である。

松沢池については、その築造費用、松沢池築造費の出資者が検討され、松沢池の造成に関わった中穂積村で利水や治水が問題となっていたことが指摘される。溜池の築造は巨額の固定資本の投下を必要とし、年に一度しか米の収穫が得られないため資本効率は低い。しかし、松沢池は在地の富農や大坂両替商の資本力を背景として農民の手によって借入銀の返済とその利息の支払、池床となった田地の貢租負担がある中で築造された。これは当地方の先進性を物語るとされている(福山1975)。

しかし、松沢池の造成にあたって注目されるのは、なぜ文政11年(1828年)に計画されたのかという点である。この課題を考える上で、松沢池造成を計画した穂積3か村(上穂積・中穂積・下穂積村)と倍賀村が文政10年に御三卿一橋家領となった点に注目される。これまで一橋家領への編成と松沢池の造成の関わりについてはあまり注目されていないものと思われる。

そこで本稿では、穂積3か村・倍賀村の一橋家領への編成を意識しつつ、松沢池の造成過程を検討する。なお、本稿で主に用いる文書群は、中穂積村の岡村家文書、下穂積村の植野家文書である(註1)。

2. 穂積三か村・倍賀村の概要

ここでは、松沢池の造成に関わった穂積三か村と倍賀村の概要を確認する(註2)。各村の地理的位置は【図1】のとおりで、松沢池は下穂積村に造成された。

上穂積村は、忍藩阿部家領、幕府領等を経て文政10年(1827年)から一橋家領で村高は419石



図1 松沢池と関係村位置図

余であった。文政7年当時、溜池が9か所あり、戸口が56軒、男137人、女123人で農業の他の諸稼ぎは行われていなかった。

中穂積村は、領主の変遷は上穂積村と同じで村高は557石余であった。文政7年当時、溜池が3か所あり、戸口は64軒、男150人、女164人で同じく農業以外の諸稼ぎはなかった。

下穂積村は、領主の変遷は上記2か村と同じで村高は662石余であった。文政7年当時、溜池が5か所あり、戸口は58軒、男144人、女146人で同じく農業以外の諸稼ぎはなかった。

倍賀村は、文政10年から一橋家領(230石余)で、慶応4年(1868年)当時戸口は22軒、97人(男48人、女49人)で、枝郷の穂積出作の一部(65石余)も一橋家領であった。

それでは、松沢池が造成された下穂積村の階層構成を【表1】から確認する。10石以上の石高を有する

表1 下穂積村の階層構成

石高	軒数	備考
50石以上	1	2%86石余
40～50石未満	3	5%
30～40石未満	0	0%
20～30石未満	3	5%
10～20石未満	11	18%
1～10石未満	18	30%
1石未満	14	23%
無高	10	17%

出典:文政10年「宗門御改寺請井家数人別牛馬員数帳 下穂積村」(植野家文書206)より作成

家が、全体の30パーセントで、農業生産力の高い家が多くあったといえる。一方で、0～1石未満の層と無高層が40パーセントで、階層分化は進んでいる。

農業生産力が高い家が多くみられるが当地で米は主要な産物であり、穂積と倍賀では酒米が作られていた。文政5年(1822年)「酒造米手引」によると、穂積が「上々」「上」、倍賀が「中」と評価されている(伊丹市1969)。米を生産する上で、これら村々にとって用水は重要であったと考えられる。

3. 松沢池の造成過程

ここでは松沢池の造成過程について検討する。

(1) 造成場所の選定と年貢の減免願い

一橋家領となった文政10年(1827年)の翌年から松沢池の造成が計画されて進められた。造成にあたって土地(池床)の選定が行われ、土地にかかる年貢の減免願いが領主に出されている(註3)。

【史料1】

次第書ヲ以御頼奉申上候

一穂積三ヶ村倍賀村之儀者用水手薄イ所柄ニ付、寄合候節ハ早損為手当新溜池致度存居候処、文政十一子年二月ニ寄合之節、兼而毎々申談居候新溜池床四ヶ村一同致見及宜敷場所御座候ハ、一村限り川口 御役所江高反別帳ヲ以高引之儀奉願上候所、御聞届之上江戸表江御竊ひ被為 成下候得共、高引之儀者新規之事ニ候ニ付相叶不申趣被為 仰聞候 (後略)

文政11年2月、穂積3か村と倍賀村が寄合のときに溜池床(松沢池の造成場所)を選定し、一村ごとに一橋家の川口役所へ高反別帳を差し出して年貢の免除を願いあげることになった。川口役所では年貢の免除は聞き届けられて江戸の一橋家へ伺いを立てられたが年貢の免除は新規のことであるため許可できないと返答があった。これは一橋家が財政的に厳しい状況にあったため(東野2016)、認めなかったことが考えられる。

文政11年3月時点で選定された松沢池の池床(造成場所)は【表2】のとおりである。

計6名が池床の所有者で最も多く池床を提供しているのが茨木藤右衛門である。茨木村の藤右衛門が下穂積村内で土地を所有し、これを池床とし

表2 松沢池の造成場所と所有者(文政11年3月)

所有者	字	等級	反別			分米			備考		
			反	畝	歩	厘	石	斗		升	合
茨木藤右衛門	くちなわ谷	下田	3	13	50		3	17	20	134	筆
		下々田		9	22			8	7	6	
		下田		3	11			3	7	1	
		田(申開高)	33	62	32		22	26		26	筆
		下々田(午開高)	3	8	7		2	9	6		
平三郎	きれ池兼ヶ平	下田	1	6	38		1	8	8	193	筆
		下田		13	98			14	36	284	筆
		田(申開高)		1	25	3		1	2	9	
万蔵	くちなわ谷	立ヶ平		2	6			1	9	8	
		下々田(午開高)		2	6			1	9	8	
重助幸助	兼ヶ平深谷	中田		2	9			2	9	9	
		下々田		1	8			1	1	4	
		田(申開高)		9	26	6		6	8	122	筆
理兵衛	兼ヶ平	下田		4	33			4	15	102	筆
		田(申開高)		4	21			3	2	9	
庄太郎	深谷	下々田		4	4	3		2	9		
庄太郎	深谷	下々田		1	20			1	5		
		(午開高)		1	20			1	5		

出典：文政11年3月「新溜池地所書上帳」(植野家文書388、茨木市立文化財資料館所蔵写真版使用)より作成

註：土地の所有者と等級が同じで複数筆あるものはまとめて、その反別と分米は単純に合計した数字を示している。

て提供したのである。場所はくちなわ谷、きれ池、兼ヶ平、立ヶ平、深谷で、くちなわ谷が多い。その他の人物の所在地は不詳であるが、下穂積村と考えられる。

池床地の等級をみると、中田、下田、下々田で、米があまり収穫できない場所を池床に選んでいることがわかる。また、新検、申開高、午開高とあり、新たに開作された土地が使われている。

翌4月時点で池床は、字くち縄谷で中検の反別9反2畝15歩(高9石8斗8升9合)、新検の反別3畝11歩(高3斗7升1合)、申新開の反別5反5畝22歩4厘(高3石9斗2合)、午新開の反別7畝4歩7厘(高6斗4升4合)で、合計すると反別1町5反8畝23歩1厘(高14石8斗6合)となっている(註4)。こうして池床地の選定が進められたのである。

(2) 松沢池の造成費用と出資者

それでは次に松沢池の造成費用と費用の出資者について検討する。

文政11年4月、穂積3か村と倍賀村が松沢池の造成費用を自力で用意することが難しいため、蔵元の殿村平右衛門から銀18貫目を借用したいとして一橋家領の郷宿木屋太助に取り次いでもらっている(註5)。同年同月に倍賀・上穂積・中穂積・下穂積村の庄屋らが殿村平右衛門に次の銀子預り証文を出している(註6)。

【史料2】

預り申銀子之事

合銀拾八貫目也

右者我等村々新溜池奉願上地代銀村々江樋ニ預り申処実証明白也、然ル上者耆ヶ月銀壹貫目ニ付七匁宛相添、来ル十一月限無遅滞返済可致、右者一橋様御役所御声掛りを以借用仕候銀子ニ付、自然限月差滞候儀有之候ハ、御年貢銀之内ニ而御引取可被成候、其節一言之申分無御座候、依而為後日銀子預り証文如件

摂州嶋下郡

文政十一子年四月

倍賀村

庄屋

六右衛門

(倍賀村年寄・百姓代、上穂積村庄屋・年寄2名・百姓代、中穂積村庄屋・年寄3名・百姓代、下穂積村年寄4名・百姓代略)

御蔵元

殿村平右衛門殿

新溜池の地代銀として銀18貫目を村々で預かり、1か月銀1貫目につき7匁を添えて、来る11月に返済する。一橋家の川口役所の配慮によって借用した銀子であるため、滞りがあれば年貢銀から差し引いてもらうとする。

このようにして、新溜池の造成を計画し、一橋家の郷宿を通じて同家の蔵元から松沢池の費用を調達している点がかがえる。

松沢池の造成費用をまとめたものが【表3】である。造成費用の中で最も費用がかかっているのは東堤を造るために雇った尾張人足(黒鍬)への賃金である。黒鍬は、土工を働く労務者で尾張国、特に知多郡出身の者が多く、尾張・美濃のデルタ地帯の干拓工事や新田開発事業などに従事したという(所1983)。このように土木に精通した者を雇用して堤が作られたのである。

造成費用の出資者は【表4】のとおりである。

表3 松沢池の造成費用

項目	金額(銀)				備考
	貫	匁	分	厘	
池床買上代銀	13	759			
同上	1	819			
松沢池水引溝地・買上ケ木代	3	825	8	2	
東堤築立尾張人足代	29	500			
四ヶ村水引溝人足代	5	259	6		尾張人足の飯米、子12月6日より来る丑8月まで118石入用
本樋・中樋・上樋代	4	427	5		
三穂積・倍賀より前日2人ずつ立会人足料		734			普請中黒鍬(尾張人足)目付のため
奈良村一件入用	5	398	8	2	
普請中入用銀利足・池守護神勧請の社・家根2段・柏原様講掛ケ銀・土砂方へ入用・川口役所池願入用・普請中諸入用	22	180	9	3	
合計	82	4901	36	7	

出典:文政12年「新溜字松沢池一件帳」(下穂積村文書、『新修茨木市史 第五巻史料編近世』茨木市、2009年収録)より作成

註:合計の金額は史料の記載に従わず、筆者の集計による。

表4 松沢池造成費用の出資者

名前	村名	銀高	年利(%)
忠兵衛	郡	20貫	7.8
〃	〃	1貫500匁	12.0
善左衛門	道祖本	10貫	8.4
〃	〃	7貫	12.0
米屋平右衛門	(大阪)	19貫	8.4
米屋長兵衛	(大阪)	15貫	8.4
平左衛門	—	1貫650匁	12.0
計		74貫150匁	

出典:福山昭『近世農村金融の構造』(雄山閣出版、1975年)第19表を元に作成。原史料は文政11年「字松ヶ池普請一件帳」(岡村家文書566)。

註:福山前掲書の表では、平左衛門は太田講となっているが、原史料の記載に従った。

道祖本善左衛門は、郡山宿本陣の梶善左衛門と考えられる。郡村の者も出資しており、同じ一橋家領の者からの出資がみられる。

大坂の米屋平右衛門は、【史料1】で確認した殿村平右衛門のことである。初代の殿村平右衛門は延宝8年(1680年)摂津国島下郡上殿村(下穂積村)の出身で両替商を開始してから米屋平右衛門と称した。文化7年(1810年)に幕府へ御用金を上納した大規模両替商で(宮本1977)、一橋家から扶持を与えられて蔵元をつとめた。一橋領知において蔵元は年貢の掛改、払米への関与、

在地への貸付、江戸への御用状の飛脚、御用金の調達などを担っていたという（町田 2004）。

米屋長兵衛は、同じく一橋家の蔵元をつとめ和泉国を担当した今堀長兵衛と考えられ、今堀も大規模両替商であった（町田 2004）。なお、表の最後の平左衛門については不詳である。

以上から、一橋家の蔵元と一橋家領の者の財力を背景として、松沢池の造成が成しえたことが指摘できる。また、下穂積村の出身である殿村平右衛門が関係している点は注目される（註 7）。

（3）奈良村との調整

次に隣村である奈良村との調整について検討する。

文政 11 年 11 月、穂積 3 か村・倍賀村と奈良村の間で規定書が交わされている（註 8）。

①松沢池を作ることによって谷筋の水が奈良村へ落ちないようになり、奈良村が用水に支障の出る恐れがあるので、奈良村の社地前（春日神社前）の新池を拡張する。社地前の新池には佐保川からの水を入れ、それに支障があった場合、松沢池の水を流す。

②水を流すための通路である井路の普請入用は

下穂積村と奈良村で負担する。

③松沢池の造成について、奈良村で承知してもらったことを忘れないため、またその礼のために年始の礼をつとめ、奈良村からも返礼してもらう。奈良村社地前で村役人が出合い、酒肴を調べて親睦を深める。

④奈良村の流末の沢良宜西村から今回の普請について支障があれば 4 か村が一札を交わす。

⑤奈良村の社地の新池の拡張について、普請諸入用の尾張黒鯀人足 1600 人の費用の銀 4 貫目は、4 か村から奈良村へ渡す。

⑥松沢池の堤が切れて悪水（排水）が流れ出し、田地等に損害を与えたならば早々に修繕する。もし気付かなかった場合は 4 か村から修繕の入用銀を渡す。

⑦奈良村の東の古池へも八十八夜（5 月 1、2 日頃）までに溜水ができるように世話をする、といった内容を取り決めている。

こうして松沢池の造成による隣村への影響を考慮し、争論が起きないように事前に調整がなされたのである。【表 3】にあった奈良村一件入用とは、奈良村の新池の拡張に関わる費用であったことがわかる。こうした過程を経て【図 2】にみる松沢

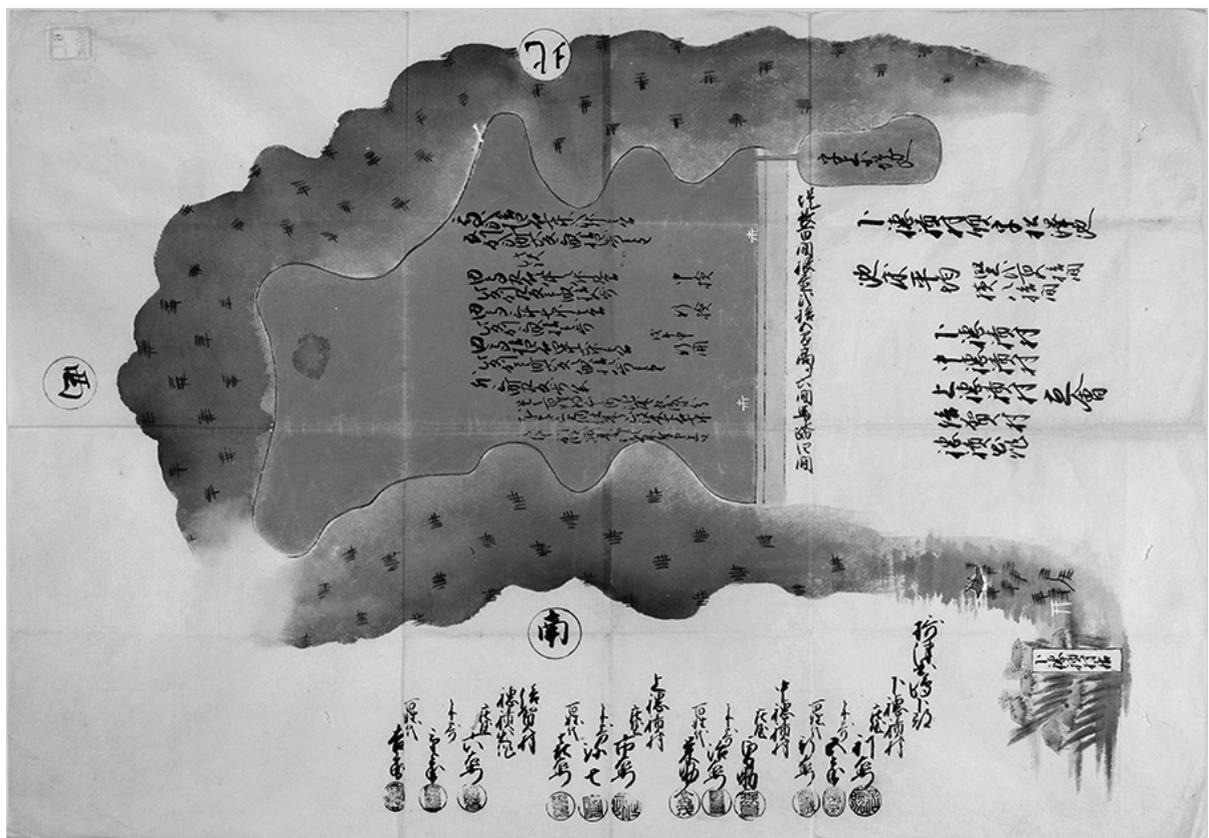


図 2 松沢池絵図（岡村家文書 19）

池が造成されたのである（註9）。

4. むすびにかえて

松沢池の造成について従来の研究では、穂積3か村・倍賀村の一橋家領への編成との関連からは検討が行われてこなかったが、本稿ではこの点に着目して造成過程を検討してきた。最後に本稿で明らかにした点をまとめ、今後の課題を提示する。

松沢池の造成に関わった上穂積・中穂積・下穂積・倍賀村は、文政10年に一橋家領となり、その直後に松沢池の造成の願いを出している。そして同年2月の段階で村々は年貢減免を願い上げたが、一橋家は年貢減免を不許可とした。この背景には一橋家が財政的に厳しい状況にあったため、認めなかったことが考えられる。

一方で、松沢池の造成が、費用面では一橋家の蔵元、一橋家領の者が資金を貸与したことで成しえた点は注目される。こうした一橋家領でのネットワークや一橋家と関係のある金融業者に期待して松沢池の造成が進められたことが考えられる。一橋家領となったことで、村々が下穂積村の出身である蔵元の殿村平右衛門と通じることができた点も注目される（註10）。

本稿では松沢池の造成過程について検討を行ったが、松沢池の利用・運営や松沢池の造成による地域への影響などについては今後の課題である。

註

1) 岡村家文書は茨木市立文化財資料館収蔵、植野家文書は同館収蔵の写真版を使用した。

2) 『新修茨木市史 史料集14 村明細帳』（2010年）。木村礎校訂1975『旧高旧領取調帳 近畿編』近藤出版社

3) 嘉永7年「松沢池次第書」（植野家文書412）。

4) 文政12年「新溜字松沢池一件帳」（下穂積村文書32、茨木市立文化財資料館収蔵、『新修茨木市史 第五巻史料編近世』茨木市、2009年収録）。

5) 文政11年「下穂積村内に四ヶ村用水新溜池普請につき諸方へ願書留」（岡村家文書567）。

6) 前掲註5)と同。

7) 殿村平右衛門は文政10年12月に一橋家の蔵元になった（植野家文書31）。

8) 文政11年「下穂積村・奈良村規定書写」（植野家文書389）。

9) この絵図では、松沢池の反別が2町6反3畝14歩、高が24石7斗8升3合となっている。

10) ただし、穂積3か村と倍賀村では、費用の返済が負担となり、殿村平右衛門への返済方法について川口役所に相談している（前掲註4）文政12年「新溜字松沢池一件帳」。

参考文献（五十音順）

伊丹市1969『伊丹市史 第2巻』pp.206-207

喜多村俊夫1950『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』岩波書店 p99

所三男1983「黒鉄」『国史大辞典』4巻 吉川弘文館 pp.960-961

東野将伸2016「備中一橋領における年貢収納と石代納—安石代と間銀の問題を中心に—」『日本歴史』813号 日本歴史学会 pp.40-57

福山昭1975『近世農村金融の構造』雄山閣出版 pp.49-50

町田哲2004「一橋領知上方支配と川口役所」『大阪における都市の発展と構造』山川出版社 pp.168-198

宮本又次1977『大阪町人論』（『宮本又次著作集』第8巻 講談社（初出は1959年）